## 壬生町スポーツ・文化全国大会等出場激励金交付要綱

( 平成25年4月1日 )教委告示3号

(目的)

第1条 この要綱は、関東大会、全国大会及び世界大会(以下、「全国大会等」という。) に出場する個人及び団体に対し、激励金を交付することにより、広く町民にスポーツ・文化の意識の高揚を図り、本町のスポーツ・文化の振興に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 激励金の交付対象者は、町内に住所を有しているもので、大会の要項等に規定されている選手、監督、コーチ及びマネージャー等とする。ただし、監督、コーチ、マネージャー等については、町外に在住する者も対象者とする。

(対象大会)

- 第3条 対象大会は、予選会又は選考会を経て選抜又は推薦された選手及び団体を対象として開催される全国大会等で、主催、後援又は推薦が次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 文部科学省
  - (2) 都道府県教育委員会
  - (3) 日本スポーツ協会及びその加盟団体
  - (4) 中学校体育連盟
  - (5) その他特に教育長が認めた大会

(交付額)

第4条 激励金の額は、次の表のとおりとする。

区分	交 付 額	
	個人	団体
関東大会	5,000円	大会要項に基づく登録選手等1人あ たり5,000円。ただし、上限を 100,000円とする。
全国大会	10,000円	大会要項に基づく登録選手等1人あたり10,000円。ただし、上限を100,000円とする。
世界大会	30,000円	大会要項に基づく登録選手等1人あたり30,000円。ただし、上限を100,000円とする。

(出場報告)

- 第5条 激励金を受けようとする個人及び団体(以下「申請者」という。)は、壬生町スポーツ・文化の全国大会等出場報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。
  - (1) 予選結果又は推薦書
  - (2) 大会要項の写し
  - (3) 出場者名簿(様式第2号)
- 2 特に必要と認める場合は、全国大会等の終了後、大会の結果を教育長に報告するものとする。

(交付)

- 第6条 前条の出場報告を受理したときは、速やかに激励金を交付するものとする。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文 抄

平成25年4月1日から適用する。

令和 ○年 ○月 ○日 (当日の日付か未記入)

壬生町教育委員会教育長 様

スポーツ・文化全国大会等出場報告書

記

壬生町スポーツ・文化全国大会等出場激励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を 添えて報告します。

かんくれ口しよう。			
大会名	第○回○○大会(正式名称、要項同様に記入)		
大会の種類	□関東大会 □全国大会 □世界大会(いずれかに✔)		
主催者	日本〇〇協会(正式名称)		
開催期日	○年 ○月 ○日 ~ ○年 ○月 ○日(要項同様に記入)		
開催場所 (会場名)	○○アリーナ (正式名称、要項同様に記入)		
出場選手等 (団体) 名	個人	氏 名: 壬生 太郎 生年月日: 〇年 〇月 〇日 職業・学校名・学年: 〇〇学校 〇年	
	団 体	────────────────────────────────────	
振込先	(	<ul><li>銀 行 本 店 □ □座種類</li><li>○ 信用金庫 ○ ○ 支 店 □ □</li></ul>	
		農協出張所 普通・当座	
口座番号	××>	(ふりがな) 口座名義人み ぶ いちろう 壬生 一郎	

## ※添付資料

- (1) 予選結果又は推薦書
- (2) 大会要項の写し
- (3) 出場者名簿(様式第2号)